

広島市告示 第63号
令和8年 2月20日

広島市公共下水道築造事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり告示します。この関係図面は、令和8年2月24日から同年3月9日（告示日から2週間）まで広島市下水道局施設部計画調整課において一般の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、この告示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長 松井 一實

1 事業計画の名称

広島市公共下水道築造事業計画

2 変更に係る予定処理区域

広島市東区

牛田南一丁目、牛田南二丁目、福田一丁目、福田三丁目、福田四丁目、福田五丁目、福田七丁目、福田町、戸坂大上一丁目、戸坂くるめ木二丁目、戸坂長尾台、戸坂南一丁目、戸坂山根三丁目、戸坂町の各一部

広島市南区

日宇那町、元宇品町の各一部

広島市西区

己斐上三丁目、己斐大迫三丁目、己斐東一丁目、新庄町、鈴が峰町、田方二丁目、古田台一丁目、三滝本町二丁目、山手町、竜王町の各一部

広島市安佐南区

相田一丁目、相田二丁目、相田三丁目、相田四丁目、相田六丁目、相田七丁目、相田町、大塚西一丁目、大塚西二丁目、大塚西三丁目、大塚西五丁目、大塚西町、大塚東一丁目、大塚東二丁目、大塚東三丁目、大塚東町、大町西一丁目、大町西二丁目、大町西三丁目、大町西五丁目、大町、上安六丁目、祇園五丁目、祇園八丁目、祇園町、高取北一丁目、高取南一丁目、高取南二丁目、高取南三丁目、伴北町、伴中央三丁目、伴中央四丁目、伴中央五丁目、伴中央七丁目、伴西四丁目、伴東二丁目、伴東五丁目、伴東六丁目、伴東七丁目、伴南三丁目、長束町、沼田町大字伴、毘沙門台東一丁目、緑井三丁目、緑井八丁目、緑井町、

安東五丁目、山本六丁目、山本八丁目、山本九丁目、山本新町一丁目、山本町の各一部

広島市安佐北区

あさひが丘四丁目、あさひが丘九丁目、安佐町大字後山、安佐町大字毛木、大林一丁目、大林四丁目、大林町、小河原町、落合一丁目、落合南一丁目、落合南二丁目、落合南六丁目、可部東四丁目、可部東五丁目、可部東六丁目、可部町大字上原、可部町大字上町屋、可部町大字勝木、可部町大字桐原、上深川町、亀山九丁目、亀山西一丁目、亀山西二丁目、口田町、口田南五丁目、口田南六丁目、口田南九丁目、深川六丁目、三入二丁目、三入四丁目、三入七丁目の各一部

広島市佐伯区

石内上一丁目、石内北一丁目、石内東二丁目、石内南一丁目、石内南四丁目、五日市町大字石内、五日市町大字上小深川、五日市町大字上河内、五日市町大字下河内、五日市町大字中地、五日市町大字保井田、五日市町大字薬師ヶ丘、観音台二丁目、観音台四丁目、倉重一丁目、五月が丘一丁目、五月が丘三丁目、五月が丘四丁目、坪井三丁目、利松二丁目、利松三丁目、藤の木一丁目、美鈴が丘東五丁目、美鈴が丘南四丁目、八幡東三丁目の各一部

3 変更に係る工事の完成の予定年月日

令和13年3月31日